

「S B I R 技術革新事業」基本計画

研究開発推進部

1. 制度の目的・目標・内容

(1) 制度の目的

我が国経済社会の持続的な発展を達成するためには、新規市場の創出につながる技術開発を推進し、我が国産業の国際競争力を強化するとともに、社会的ニーズに対応する技術課題への重点的な取組の促進を図ることが重要な課題である。こうした課題の解決を図り我が国産業の国際競争力を強化する観点から、我が国におけるイノベーションの担い手としてベンチャー企業、中小企業の果たす役割も大きい。

このため、S B I R^{*}技術革新事業においては、ベンチャー企業及び中小企業の技術開発力を活用し新規市場の創出につなげるために、公的機関のニーズ等を踏まえ国が設定した技術開発課題について、事前調査及び研究開発を実施することにより、競争力のある中小企業等の創意を活用し我が国のイノベーションに資することを目的とする。

※S B I Rとは、Small Business Innovation Research の略

(2) 制度の目標

本制度では、公的機関のニーズ等を踏まえ、国が設定した技術開発課題について、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下、「N E D O 技術開発機構」という。）が事前調査（以下「F / S」という。）及び研究開発（以下「R & D」という。）を実施することにより、新事業の開拓を行うベンチャー企業及び中小企業による革新的な技術の実用化を促進し、これらの技術力向上を通じ、我が国の産業競争力を底上げすることを目標とする。

(3) 制度の内容

① 制度の概要

公的機関のニーズ等を踏まえ、国が設定した技術開発課題の解決への取組について、F / S 及び R & D を公募により委託先を選定して実施する。設定された技術開発課題ごとに、段階的選抜方式によって案件の絞り込みを行うこととし、F / S の実施結果を評価した上で、R & D に移行するものとする。

ただし、平成20年度においては、F / S を経ることなく研究開発成果を事業化できる見通しのある技術開発課題については、R & D のみを実施することとする。

② 対象事業者

原則として、中小企業基本法に定める中小企業とする。

日本国内に登録されている企業であって、当該事業者が日本国内に本事業に係る主たる技術開発のための拠点を有する事業者とする。

③ 実施期間

F / S : 1 年以内

R & D : 1 年間程度

④ 規模・契約形態

i) 規模

F / S : 1 件当たり年間 1, 0 0 0 万円程度まで

R & D : 1 件当たり年間 5, 0 0 0 万円程度まで

ii) 契約形態

委託（バイドール適用）

2. 制度の実施方式

(1) 制度の実施体制

本制度においては、公的機関のニーズ等を踏まえ国が設定した技術開発課題について、N E D O 技術開発機構が当該課題の F / S 及び R & D を行う実施者を公募によって選定し、委託により実施する。（別紙参照）

(2) 制度の運営管理

制度の管理・執行に責任を有する N E D O 技術開発機構は、経済産業省と密接な関係を維持しつつ、本制度の目的及び目標に照らして適切な運営管理を実施する。また、必要に応じて、外部有識者等の意見を運営管理に反映させる。具体的には、以下の事項について運営管理を実施する。

① 委託先の公募・採択

a) 公募に際しては、N E D O 技術開発機構のホームページ上に、原則、公募開始の 1 ヶ月前に事前の周知を行う。

b) N E D O 技術開発機構外部からの幅広い分野の優れた専門家・有識者を含めた委員会等で公正な選定を実施する。

c) 公募締切日から 7 0 日以内での採択決定を目標とし、事務の合理化・迅速化を図る。

d) 選定結果の公開と不採択案件応募者に対する明確な理由の通知を行う。

e) 新規採択分の予算が十分にある年度は、年 2 回の公募・採択を実施する。

② F / S 及び R & D の評価

N E D O 技術開発機構は、技術的及び政策的観点から、研究開発の意義、目標達成度、成果の技術的意義並びに将来の産業への波及効果等について、外部有識者等による厳正な技術評価を適時適切に実施するとともに、その評価結果を踏まえ必要に応じて F / S 及び R & D の加速・縮小・中止等見直しを迅速に行う。

なお、F / S の評価については、複数の採択案件の中から R & D に移行する案件を選抜する目的で、翌年度に実施する R & D を採択する審査の一部と位置づけ、外部有識者を含めた委員会等で実施する。また、R & D の評価については、事業終了後速やかに、原則として、外部の有識者を含めた委員会等で評価を実施する。

3. 制度の実施期間

平成 2 0 年度から実施（5 年間を予定）。

4. 制度評価に関する事項

N E D O 技術開発機構は、政策的観点から見た制度の意義、目標達成度、将来の産業への波及効果、効果的な制度運営等の観点から、制度評価を制度評価指針に基づき、原則、内部評価により毎年度実施する（事後評価を含む。）。ただし、制度立ち上げの初年度においては制度評価を実施しないこととする。

また、評価結果を踏まえ、必要に応じて制度の拡充・縮小・中止等の見直しを迅速に行う。

5. その他の重要事項

(1) 知的財産権の帰属

委託研究開発の成果に関わる知的財産権については、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書」第 2 5 条の規定等に基づき、原則として、全て委託先に帰属させることとする。

(2) 制度基本計画の変更

N E D O 技術開発機構は、制度の妥当性を確保するため、社会・経済的状況、内外の研究開発動向、政策動向、施策の変更、評価結果、事業費の確保状況、当該事業の進捗状況等を総合的に勘案し、制度内容、実施方式等、制度基本計画の見直しを弾力的に行うものとする。

(3) 根拠法

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成 14 法律第 145 号）
第 15 条第 1 項第 2 号

6. 基本計画の改定履歴
平成 20 年 4 月制定。
平成 21 年 3 月改正。

(別紙1)

S B I R 技術革新事業
実施体制 (スキーム図)

